公　示　送　達　書

伊佐市告示第 134 号
令和 8 年 11 月 6 日

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。なお、この書類は、伊佐市役所税務課において保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

伊佐市長　橋本　欣也

送達文書	氏名
令和 8 年度市県民税納税通知書兼納付書（第 4 期）	LE DUY DAN
令和 8 年度市県民税納税通知書兼納付書（第 4 期）	PHAN VAN LOI

備考　地方税法第 20 条の 2 の規定により掲示をした日（ 11 月 6 日）から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。